

<<<今号の目次>>>

1. コラム

令和3年度 性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究

2. 最新情報

《お知らせ》 1件

《地方公共団体等の動き》 11件

■□■ 1. コラム



令和3年度 性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究

内閣府男女共同参画局

我が国における男女共同参画の取組の進展が未だ十分でない要因の一つとして、社会全体において固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在していることが挙げられます。

内閣府男女共同参画局では、令和3年8月に全国男女20-60代を対象（回収数10,330人）に、「性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査」を実施しました。家庭・コミュニティ領域と職場領域での性別役割、その他性別に基づく思い込み36項目について、自分の考えに当てはまるかどうかを聞きました。その結果、回答者全体の76.3%に性別役割意識の思い込みがあることがわかりました。そして、こうした「思い込み」には、例えば、女性が男性に対して「男性というものは・・・」と思い込む異性に対するものだけでなく、男性自身が「男性というものは・・・」と思い込む自身での思い込みもありました。

家庭・コミュニティ領域の性別役割意識の結果を見ると、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計が1位の項目は、男女ともに「男性は仕事をして家計を支えるべきだ」（男性50.3%、女性47.1%）でした。性別・年代別にみると、男性の50代、60代でそう思う傾向が強く、女性でも年代が上がるほどそう思う傾向が強いという結果になりました。この50-60代の年齢層は、職場において経営層・管理職であることが多く、業務を管理する立場にあると言えます。

また、「共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先するべきだ」は男女ともに上位5項目に入っているものの、20-30代では男女間にギャップがあり、男性のほうがそうした性別役割意識が強いことがわかりました。

夫婦ともに64歳以下の世帯を見ると、令和2年はいわゆる専業主婦世帯が462万世帯であるのに対し、共働き世帯は1,173万世帯であり、専業主婦世帯の2.5倍以上が共働き世帯となっています。このように、昭和の時代とは家庭をめぐる状況が大きく変わっており、家庭内における役割分担についてもパートナーとの意識合わせが重要です。

また、職場において、「男は仕事、女は家庭」といった考えや思い込みを前提とした人事管理、業務管理を行うことは、家庭生活への影響も大きく、仕事と家庭の両立という観点から見直すべきです。例えば、育児期間中の女性には人事や業務上の配慮をするが、育児期間中の男性は特段の配慮をしない人事や業務管理をすると、家庭内における家事・育児負担は女性に集中しかねず、男性は、家事・育児に参加することが難しくなり、仕事と家庭生活の両立が困難なものとなります。共働き世帯が多い令和の現在、専業主婦世帯が前提であった昭和の人事管理、業務管理では社会状況の変化に適應できないことがあり、それにより様々な問題を引き起こしています。

特に、組織における人事管理、業務管理を行う経営層や管理職の立場にある方は、構成員（社員・職員）の仕事にとどまらず、家庭への影響が大きいことから、無意識のうちに性別役割を思い込み、決めつけ、押し付けていないか、今一度、振り返ってみてはいかがでしょうか。内閣府では、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）チェックシート・事例集を作成し、ホームページに掲載しています。御自身に無意識の思い込みがないかを確認する際にぜひ御活用ください。

※「令和3年度 性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究」（内閣府男女共同参画局／2021年9月公表）

https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/seibetsu_r03.html

■□■ 2. 最新情報



《お知らせ》

【厚生労働省】

●新型コロナウイルス感染症による「小学校休業等対応助成金」を再開しました。
→厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の影響で、小学校などの臨時休業などで仕事を休まざるをえなくなった保護者に対して有給の休暇（年次有給休暇を除く）を取得させた事業主へ支給する「小学校休業等対応助成金」の申請受付を再開しました。事業主の皆さま、ぜひ御活用ください。

年次有給休暇や欠勤で処理していたとしても、事後的に特別の有給休暇に振り替えた場合は助成金の対象になります（事後的に特別休暇に振り替えることについて、労働者本人の同意が必要）。その場合でも、申請期限は下記のとおりとなっていますので、御注意ください。

■支給対象期間および申請期限

- ・2021年11月1日から同年12月31日までの休暇取得分
⇒2021年11月1日から2022年2月28日まで（必着）
- ・2022年1月1日から同年3月31日までの休暇取得分
⇒2022年1月1日から同年5月31日まで（必着）

※2021年8月1日から同年10月31日までの休暇取得分については、2021年12月27日をもって申請受付を終了しています。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合（下記1.又は2.）は、申請期限経過後に申請することが可能（2022年6月30日まで）です。

- 1.労働者からの都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』への「(企業に)この助成金を利用してもらいたい」等の御相談に基づき、労働局が事業主への助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合
- 2.労働者が都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』へ相談し、労働局から助言を受けて、労働者自らが事業主に働きかけ、事業主が申請を行う場合

<制度や申請書類の書き方に関するお問い合わせ>

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター
電話：0120（60）3999（フリーダイヤル）
受付時間：9:00～21:00（土日・祝日含む）

厚生労働省公式 LINE アカウントもぜひ御活用ください。チャット形式で質問にお答えします！

「新型コロナウイルスに関する情報はこちら」→「小学校休業等対応助成金について」から、各種メニューを御覧いただけます。

友だち追加用リンクはこちら

<https://lin.ee/qZZIxWA>

<助成金制度の概要や申請様式、申請方法などはこちら>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

また、都道府県労働局の特別労働相談窓口では、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方からの御相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等を行っています。

<特別相談窓口の御案内などはこちら>

小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21202.html

《地方公共団体の動き》

【北海道】

働き方改革関連特別相談窓口

→北海道では、働き方改革やテレワークに関する地域の中小企業等の相談対応の強化を図るため、各振興局等に窓口を設置し、職員が日常的に相談に対応するほか、月に1度巡回相談日を設けて、専門家による相談対応を行っています。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/88794.html>

【北海道】旭川市

旭川市ワーク・ライフ・バランス推進事業者表彰受賞者

→旭川市では、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりを促進するため、平成28年度に表彰制度を創設しました。令和3年度の受賞事業者と取組内容を御紹介します。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/700/735/751/752/d058401.html>

【茨城県】

働き方改革優良企業取組事例紹介

→「茨城県働き方改革優良（推進）企業」の認定を受けている企業を御紹介いたします。また、「働き方改革優良企業」の認定を受けた企業については、各企業における働き方改革の「取組」や「効果」などの事例も御紹介します。

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/ninteijirei.html>

【埼玉県】

テレワークや働き方改革に係るアドバイザー派遣

→テレワークや働き方改革に取り組みたいという企業に中小企業診断士や社会保険労務士などのアドバイザーを派遣します。訪問のほか、電話やWEB会議システムでも御相談いただけます。お問合せ・お申込先に御連絡ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/workstyle/hatarakikata/advisor/index.html>

【東京都】

働く女性のメンタルヘルス講演会

→新型コロナウイルスの感染拡大により、不安やストレスを感じる方が多くなっています。特に、在宅勤務など働き方の変化や、家事・育児の負担などにより、働く女性は多くのストレスにさらされています。女性が元気に前向きに仕事を続けていくためには、ストレスについて正しく理解し、早期にケアを行うことが大切です。東京都では、身体に現れるメンタル不調のサインや、日常生活の中で行える適切なケアの方法などを通じて、女性が心身ともに健康に働き続けるためのヒントをお伝えする講演会を開催します。

- ・日時：2022年3月5日（土）14:00～15:00
- ・開催方法：Zoom ウェビナーにてライブ配信
- ・講師：織戸宜子氏（精神科保健指定医、精神科専門医、内科医）

- ・参加費：無料
- ・申込期限：3月1日（火）
- ・申込方法：ページ内 URL より申込み

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2022/01/21/19.html>

【東京都】品川区

働き方改革推進・人材確保支援セミナー

→コロナ禍において、事業継続や人手不足に課題を抱える中小企業を対象に、働き方改革推進を支援するためのセミナーを開催します。

- ・日時：2022年3月1日（火）10：00～12：20
- ・開催方法：オンライン
- ・対象：区内にある中小企業の経営者、人事担当者等
- ・定員：100名（予約制・先着順）
- ・参加費：無料
- ・内容：

〈第1部〉コロナ時代を勝ち抜くには～働き方改革はなぜ必要なのか、経営戦略としての働き方改革

講師 小室淑恵氏（株式会社ワーク・ライフバランス 代表取締役社長）

〈第2部〉人材をひきつける働き方改革～選ぶ時代から選ばれる時代へ、採用される側の視点からの働き方改革

講師 原わか奈氏（株式会社ワーク・ライフバランス コンサルタント）

- ・申込方法：QRコードまたは申込フォームからお申込みください。

https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/koza_koryukai/koza_seminar/2221.html

【神奈川県】横浜市

2021年度 よこはまグッドバランス賞認定企業決定

→横浜市では、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスを推進するため、誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進める市内中小企業等を「よこはまグッドバランス賞」として認定しています。認定企業数は年々増加しており、2021年度は27社を新たに認定し、認定企業数は過去最多の205社となりました。また、第5次横浜市男女共同参画行動計画(2021～2025年度)の策定を機に、認定ロゴマークをリニューアルしました。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/seisaku/2021/1209seisakudanjo.html>

【神奈川県】藤沢市

男女共同参画特別講演会

→女性が活躍できる社会になれば、男性のワーク・ライフ・バランスを変えていくことができます。本当に暮らしやすい社会について、一緒に考えてみませんか？本事業は2市1町（藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町）広域連携事業です。

- ・テーマ：女性のウェルビーイングって何だろう

- ・講師：永田潤子氏（大阪市立大学大学院都市経営研究科教授）
- ・開催期間：2022年3月1日（火）～3月13日（日）
- ・開催方法：YouTubeでのオンライン動画配信（申込者限定）
- ・申込期限：2月27日（日）
- ・申込方法：寒川町ホームページ電子申請システムもしくはQRコードからお申込みください。

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/jinkendanjyo/kurashi/jinken/danjo/sodaren.html>

【高知県】

高知県ワークライフバランス推進企業認証企業

→高知県では、働きやすい職場づくりに積極的に取り組む企業を認証し、その取組を支援する制度があります。ページ内にて御紹介している企業では、労働者が仕事と家庭を両立させて働きつづけられるように、独自の取組を行っています。皆さんの会社でも子育てしやすい職場環境づくりに御協力ください。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151301/2020010600234.html>

【佐賀県】

就労環境改善業務

→佐賀県では、求職者獲得及び離職者防止等のため、労働者が重視する職場環境の改善支援を実施しています。この事業は県の委託先である佐賀県社会保険労務士会が専任したアドバイザーが県内事業所を訪問し、就労環境改善等に必要な手続き等について助言を行います。また、国の助成金等の情報提供や支給申請に係るサポートも行いますので、ぜひ御活用ください。

- ・対象事業所：佐賀県内の事業所
- ・費用：無料
- ・1社あたりの訪問回数：3回程度
- ・アドバイスの内容：一般事業主行動計画の策定や見直し、育児・介護休業法改正に伴う就業規則の改定 等

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00384139/index.html>

【長崎県】長崎市

長崎市男女イキイキ企業表彰

→長崎市では、毎年10月1日から10月7日までの1週間を「パートナーシップ推進週間」と定めています。平成20年度から「パートナーシップ推進週間」に合わせて男女が意欲と能力に応じて仕事と責任を分担し、性別を問わず活躍できる職場づくり、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、出産や育児に配慮した制度の導入など性別に関わらず、誰もが働きやすい環境づくりを実践している働く人も会社もイキイキとした「男女イキイキ企業」を募集し、表彰を行っています。また、その取組の内容や独自の制度などを広く紹介して、企業や市民の男女共同参画に対する意識の醸成を図るとともに女性の社会進出を支援しています。

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/190000/193000/p027897.html>

【編集後記】

冒頭の「令和3年度 性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究」結果にもあるように、現在は、専業主婦世帯の2.5倍以上が共働き世帯であり、昭和の時代とは、結婚・家族のあり方が変化・多様化しています。

また、人々の価値観も多様化し、変容しつつあります。昭和の時代は「男の子は黒、女の子は赤」が定番だったランドセルも色の選択肢が広がり、近年は、中学校や高等学校での女子生徒の制服として、スカートだけでなくスラックスの選択肢を設けている学校も増えているようです。

最近、未就学の男児が「ピンクは女の子の色だから嫌い」と言うのを耳にしました。周囲の大人たちの言動や置かれた環境が、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を再生産してしまっているのではないかとも思われます。御自身の中のアンコンシャス・バイアスについてセルフチェックした後は、周囲の方々と身近なアンコンシャス・バイアスについて、会話してみるのもよいのではないのでしょうか。

このメールは送信専用メールアドレスから配信されております。
このまま御返信いただいてもお答えできませんので御了承ください。

配信中止はこちらから

<https://nmg.cao.go.jp/cao007/unsubscribe.php>

配信先変更は上記により配信中止の後、こちらから新しいアドレスで登録

<https://nmg.cao.go.jp/cao007/subscribe.php>

バックナンバーはこちらから

<http://wwwa.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/backnumber/index.html>

このメールマガジンへの御意見・御要望はこちらから

<https://form.cao.go.jp/gender/opinion-0086.html>

内閣府「仕事と生活の調和」推進サイトはこちらから

<http://wwwa.cao.go.jp/wlb/index.html>